

技 第 6 5 0 号  
建 不 第 1 1 6 9 号  
令 和 4 年 1 月 2 7 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を  
実施すべき区域及び期間の延長（令和4年1月25日）に  
伴う工事及び業務の対応について（通知）

このことについて、令和4年1月25日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙のとおり通知がありました。

県発注の施工中の工事及び業務（以下「工事等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年1月19日）に伴う工事及び業務の対応について（通知）」（令和4年1月25日付け技第639号及び建不第1161号）等のとおり引き続き適切に対応するようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116